

審査・運用監視細則（2011年9月15日版）

（目的）

第1条 この審査・運用監視細則（以下「本細則」という。）は、「一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 審査・運用監視委員会運営規則」第6条に基づき、審査・運用監視委員会（以下「委員会」という。）における業務運営に関する諸事項を定めるものである。

（委員会の業務）

第2条 委員会は、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」という。）基準策定委員会が別に定める認定基準に従って、EMAにおける審査・運用監視業務を統括するものとし、主任審査・運用監視員（以下「主任監視員」という。）及び審査・運用監視員（以下「監視員」といい、主任監視員と併せて「監視員等」という。）の審査・運用監視業務の実施を監督する。

（主任監視員・監視員の選任及び解任）

第3条 委員会は、審査・運用監視業務に関する業務執行責任者として、決議により主任監視員を選任する。

- 2 委員会は、審査・運用監視業務の実施に当たり、主任監視員を補佐するための審査・運用監視員を決議により選任することができる。
- 3 監視員等は、モバイルコンテンツ業界に関する十分な知識・経験を有する者から選任するものとする。
- 4 委員会は、監視員等が審査・運用監視業務の任に不相当であると認めた場合には、委員会の決議によりこれを解任することができる。

（主任監視員・監視員の業務）

第4条 主任監視員は、認定基準及び第6条に定める審査・運用監視マニュアルに従って、審査・運用監視業務を実施するものとする。

- 2 監視員は、主任監視員の指揮の下、審査・運用監視業務を実施するものとする。
- 3 監視員等は、審査・運用監視細則別紙（以下「別紙」という。）に定める手続きに従って予備審査及び本審査を実施するものとする。

（報告義務）

第5条 監視員等は、委員会の開催時に次に掲げる事項について、審査・運用監視状況を委員会に報告しなければならない。

- （1）審査申請があった案件の申請者及びその内容

- (2) 各審査申請に関する審査実施状況
 - (3) 新規適合認定、更新適合認定が行われた案件の申請者及びその内容
 - (4) 定期レポートの提出状況
 - (5) 主任監視員が必要と認める情報
- 2 主任監視員は、次に掲げるいずれかに該当する事由が発生したときは、委員会にこれを報告し、その判断を求めなければならない。
- (1) 申請者の申請内容が、認定基準及び審査・運用監視マニュアルに定める基準を満たさない場合で、申請者の事業状況、サイトの内容等を総合的に勘案した結果、なお適合と判断し得るとき。
 - (2) 適合と認定されたサイトにおいて、その認定充足状況に疑義が生じ、それに伴い緊急の対応が必要と判断されたとき。
 - (3) 審査・運用監視において、審査員等の実施する手続に重大な瑕疵があることが判明したとき。
 - (4) 認定基準、審査・運用監視細則、審査・運用監視マニュアル等に、緊急の変更が必要であると判断されたとき。
 - (5) その他、主任監視員が、緊急の必要があると判断したとき。
- 3 前二項に定める報告は、電磁的方法（メール等）によりこれを行うことができる。

（審査・運用監視マニュアルの策定）

第6条 主任監視員は、予備審査及び本審査の具体的な実施方法及び実施基準を定める審査・運用監視マニュアルを作成する。

- 2 主任監視員は、審査・運用監視マニュアルの作成又は追加・変更後、遅滞無くこれを委員会及び基準策定委員会に報告し、その了承を得るものとする。

（不服の申出の処理）

第7条 主任監視員の審査の結果について、申請者から不服の申出がなされた場合には、委員会がこれを再審査するものとする。

- 2 前項の再審査の手続は、審査・運用監視細則別紙に準じてこれを実施するものとする。

（本細則の改正）

第8条 本細則の改正は、委員会の決議に基づいてこれを行うものとする。

以上

審査・運用監視細則別紙

第1条 予備審査

1 予備審査の実施

監視員等は、EMAによる適合判定を希望する申請者から提出された予備審査申請書類について、予備審査を行うものとする。審査の実施に当たり、本規約の定めのない事項及び細目事項については審査・運用監視マニュアルに従うものとする。

2 適式性の確認

監視員等は送付された予備審査申請書類の内容及びサイトアクセス等、形式上の確認を行い、不備が無いことが確認できた場合は、その受け付けを申請者に通知する。

形式確認上、予備審査申請書類に不備が認められた場合には、不備理由を通知し、再度予備審査申請書類の提出を求めるものとする。通知から30日以内に申請者が適式な予備審査申請書類を再度提出しない場合は、EMAは書類の再々提出を求めるか、又は審査の継続が困難であると判断できる場合には、EMAは予備審査を終了することができるものとする。

3 予備審査のための調査

監視員等は、予備審査申請書類を受け付けた場合には、下記事項について、申請書類の分析、公開情報の確認、必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施する。

- (1) 申請対象サイトが実在すること。
- (2) 申請者が実在すること。
- (3) 申請対象サイトがEMAによる審査対象となりうること。
- (4) 本審査に掛かる費用の見積もり

4 監視員等から外部調査機関への委託

監視員等は、前項に定める各調査を実施するに際して、その調査の一部を外部機関（以下「外部調査機関」という。）に対して委託することができる。

5 予備審査完了通知

監視員等は、予備審査の結果、申請者の対象サイトが本審査の対象として適当であると判断された場合は、申請者に対して予備審査が完了した旨を通知する。

第2条 本審査

1 本審査の実施

監視員等は、予備審査完了済の申請者から本審査請求があった場合には、本審査を行うものとする。審査の実施に当たり、本規約の定めのない事項及び細目事項につい

ては審査・運用監視マニュアルに従うものとする。

2 適式性の確認

監視員等は送付された本審査申請書類の内容及びサイトアクセス等、形式上の確認を行い、不備が無いことが確認できた場合は、その受け付けを申請者に通知する。形式確認上、本審査申請書類に不備が認められた場合には、不備理由を通知し、再度本審査申請書類の提出を求めるものとする。

通知から30日以内に申請者が適式な本審査申請書類を再度提出しない場合は、EMAは書類の再々提出を求めるか、又は審査の継続が困難であると判断できる場合には、EMAは本審査手続を打ち切ることができるものとする。

3 監視員等による本審査のための調査

本審査においては、基準策定委員会が策定した認定基準に従って、申請書類の分析、公開情報の確認、申請対象サイトに対する調査を行う。加えて、必要に応じて、申請者に対するヒアリング、申請者事業所における現地調査を実施する。

4 監視員等から外部調査機関への委託

監視員等は、前項に定める各調査を実施するに際して、その調査の一部を外部調査機関に対して委託することができる。

5 監視員等による適合・不適合の判定

(1) 監視員等は第3項及び第4項で収集された情報をもとに、認定基準に従って、適合・不適合の判定を行う。

(2) 監視員等により適合判定がなされた場合には、その旨を申請者に通知し、「認定登録手続」を実施する。

(3) (1)号に定める判定の結果、基準に適合しない点があると判断された場合には、その理由を示してこれを本審査の申請者に通知し、その是正を求めることができるものとする。

(4) 是正通知の発送から同通知に記載された期間及び回数内に申請者が是正を行った場合には、監視員等は(1)号に従い再度、適合・不適合の判定を行うものとし、適合判定がなされた場合には、(2)号に従い「認定登録手続」を行うものとする。

(5) 申請者が、是正通知を受領したにもかかわらず、申請者に通知した期間及び回数内で、本基準に適合するに足りるだけの是正がなされなかった場合には、不適合と判定して審査を終了することができる。また、申請者が審査の中止を希望する場合も同様とする。

第3条 運用監視

1 認定サイト運営者による定期レポートの送付と監視員等による対応

監視員等は、認定登録されたサイトの運営者（以下「認定サイト運営者」という。）

から提出を受けた定期レポート及び緊急時における認定サイト運営者からの電話・電子メール・書面等の連絡（以下「臨時連絡」という。）ならびに認定サイトに対する EMA へのクレーム連絡等の内容に基づき、基準策定委員会が定める基準に合致しているかを審査・運用監視マニュアルにより確認し、認定サイト運営者のサイト運用管理体制を監視する。

2 監視員等による運用監視範囲の設定と調査の実施

監視員等は、認定サイトに対し本審査に準じた運用監視範囲を設定し、定期レポート・臨時連絡ならびに認定サイトに対する EMA へのクレーム連絡等を確認のうえ、調査を実施する。

3 調査の方法

運用監視において、監視員等は、認定サイト運営者の対象サイトに対する調査を行う。加えて、必要に応じて、認定サイト運営者に対するヒアリング、認定サイト運営者事業所における現地調査を実施する。

4 監視員等から外部調査機関への委託

監視員等は、前項に定める各調査を実施するに際して、その調査の一部を外部調査機関に対して委託することができる。

5 認定サイト運営是正の手続き

監視員等は基準に従って、調査及び適合・不適合の判定を行うものとし、基準に適合しない点があると判断した場合には期間を定めて是正を勧告し、必要に応じて認定を一時停止することができる。認定サイト運営者の是正対応が不十分であると判断された場合、又は是正期間内に是正がなされない場合には、不適合と判定し、認定サイト運営者に対して不適合通知を送付するものとする。

6 是正困難な場合

前項にかかわらず、認定サイトに関し、本認定基準の適合性については是正が困難と判断される場合には、EMA は直ちに不適合と判定することができるものとし、認定サイト運営者に対して不適合を通知して、認定を一時停止するものとする。

第4条 更新審査

1 更新審査の実施

監視員等は、認定サイト運営者からの更新請求に基づき更新審査を行うものとする。

2 更新審査の手続

更新審査の手続は、本審査に準ずるものとする。

第5条 不服の申出

1 不服の申出の審議

第2条5項、第3条5項、6項において不適合を通知された認定サイト運営者から不服申

出がなされた場合には、委員会が監視員等による審査・運用監視業務の適否について審議するものとする。

2 不服申出の提出期間

特に通知がない限り、不服申出の提出期間は不適合が通知されてから 30 日以内とする。

3 再審査の実施

審議の結果、再審査等の対応が必要と考えられる場合には、監視員等に対してその旨、指示を行う。

4 認定基準の変更

審議の結果、認定基準の変更が必要と判断された場合には、基準策定委員会に対して審議を依頼する。

5 対応状況の伝達

委員会は、適宜、不服申出を行った認定サイト運営者に対して対応状況の伝達を行う。

第 6 条 認定の取消

第 3 条 5 項、6 項において不適合を通知した認定サイト運営者からの不服申出について、不服申出の対象となる判断又は処置が適当であると委員会が判断した場合、又は不服申出期間を過ぎて不服の申出がなされなかった場合には、当該サイトの認定を取り消すものとする。

【修正履歴】

平成 20 年 7 月 22 日	一般公開
平成 20 年 12 月 1 日	法人格変更 別紙 第 5 条 2 項 不服申出の提出期間を追加
平成 21 年 2 月 4 日	別紙 第 1 条 2 項 適式性の確認 終了事由の追加 別紙 第 2 条 2 項 適式性の確認 終了事由の追加 別紙 第 2 条 5 項 文言修正 別紙 第 3 条 7 項 認定取消事由の追加
平成 23 年 9 月 15 日	第 3 条 委員会の決議方法を削除